

鳥取県障害福祉計画（案）に対する意見及び回答・対応について

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
1	-	全般	3 障害一元化はなかなか難しいと思うが、3 障害の一元化に向けた動きをどのようにするのか。	サービス提供事業者が今まで関わらなかった障害分野へ対応できるよう、3 障害の特性の理解を深める研修を推進し、サービスの質の向上を図っていききたいと思います。
2			計画は全障害者に情報を徹底していただきたい。	計画については、施設、小規模作業所、当事者団体等を通じて情報を提供するとともに、課のホームページに掲載して広くお知らせすることとしています。また要望に応じて点字版の配布も行います。
3			あなたはサービスを受ける人、あなたはサービスを提供する人という風潮が強い。サービスを受ける人が受けなくてはいけないという気持ちにならなくてはならない。	障害のある人にかかわる様々な支援やサービスは、常に障害のある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることが基本であると考えています。
4			計画の評価はどのように行うのか。	各市町村あるいは圏域に設置される市町村地域自立支援協議会（又はサービス調整会議）において市町村計画の進捗状況の把握・評価や課題検討等を行うとともに、県地域自立支援協議会を設置し、県計画の進捗状況の把握・評価、圏域ごとに生じている課題を解決するための検討等を行いたいと考えています。その内容については、インターネットなどにより情報提供を行いたいと思います。
5			計画の進捗をどうチェックし、課題が出てきたときにどう解決していくのか。	
6			障害福祉計画の進捗状況については、第三者機関等がチェックする必要がある。また障害者への情報の伝達も重要な課題だと思う。	
7			予算的には3年後、5年後は増えてくると思うが、1.5倍か2倍、3倍ぐらいになるのか、教えてもらおうとイメージがつかみやすい。	平成18年4月障害者自立支援法が施行され、市町村がサービス提供の中心となったことやサービスが再編・新設されたことから単純には予算比較が難しい面がありますが、ちなみに自立支援給付の県予算は平成18年度約7億5千万円、平成19年度約14億8千5百万円です。障害福祉課全体では平成18年度約62億円、平成19年度約68億円の予算となり、約1割の伸びを示しています。今後とも必要な予算の確保に努めていきたいと思います。
8			予算は現実には減ってきているのではないか。計画が絵に描いた餅みたいでは意味をなさない。予算を数値的に出してほしい。	
9			計画は大まかには分かるが、内容的にイメージがわからないので、Q & A方式とかグラフ的に表示してもらおうとわかりやすい。	できるだけ平易な用語を使うよう心がけています。 なお、できるだけ図表化して分かりやすい概要版を作成したいと思います。
10			計画は、当事者のためのものであり、また障害について正しい理解を促進することが求められる。その意味で当事者、県民誰もがわかりやすい言葉で計画を作成してほしい。	
11			計画はここが目玉だというのがあれば教えてほしい。	最も中心となるものは次の3つです。 1．平成23年度までに施設入所者の16.3%（200人）の地域移行を目指す。 2．平成23年度末までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者のうち171人の地域移行を目指す。 3．平成23年度において施設から62人（現在の5.2倍）の一般就労を目指す。
12			県としてこうしていく、という明確な方針が示される計画であってほしい。	

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
13			視覚障害者に対する支援に関する記述が少ない。	当事者からの御意見を受けて、居宅介護や移動支援について視覚障害のある人の特性に配慮したサービス提供に努めるよう記述しています。また、県が実施する地域生活支援事業において、点字図書館の整備支援や点字・声の広報等発行事業などの情報支援事業、盲人ホーム運営支援、生活訓練事業等について記述しています。
14			計画を通して語句の統一がない。 たとえば「施設が新しいサービス体系へ移行」という言葉でも「新体系サービスへ移行」「新事業体系へ移行」「新体系へ移行」と使い分けてある。意味がそれぞれ違って使い分けてあるのか。 他にも「障害のある人」となっているところもあれば「障害のある方」となっていたり、「鳥取県身体障害者福祉協会」「身体障害者福祉協会」と使い分けてある。それぞれが別物なのか。	御意見の趣旨に沿って用語を統一するよう修正します。
15			平成20年度までの福祉計画の施策をと進めているが、早く進めようとししないで、もう少しじっくり検討し、煮詰めていってほしい。国へ呼びかけをしてほしい。	障害者自立支援法により障害福祉計画の策定が義務付けられ、平成18年度中に第一期計画を策定することとされています。県では、昨年6月に学識経験者、障害当事者、障害福祉サービス事業者、地域生活支援関係者等32名からなる県障害福祉計画策定検討委員会を設置し、鋭意検討を進めてきたところであり、パブリックコメントも行いながら、平成18年度中の策定を目指して作業を進めています。
16			現場の抱える厳しい実態や要望が十分に反映させて、関係者が十分に納得できる内容にしてほしい。	なお、計画の進捗状況を点検して進行管理を行いながら、見直すべきものがあれば、平成21年度からの第二期計画を定める際に見直しを行いたいと思います。
17			小規模作業所等の制度が真の福祉になること、税金の無駄遣いにならないよう、国や県の職員が現場を見て、計画を作成してほしい。（違う障害の人と同じ作業所では働くことができず、自立につながらない。やっと見つけた居場所である作業所で1日100円の負担を求めるのはいかがか。）	
18			基本理念の中に就業支援強化とあり、総論では「障害のある人～」とされているが、各論になると特定の対象者について目指す方向が示されている。全ての障害者に対する支援強化ではないのか。	障害福祉計画は、障害者自立支援法により国の基本指針に即して策定することとされており、この指針の中で、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、福祉施設の入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行について数値目標を設定して実現に向けた取組を定めることとされていますので、各論の計画の目標ではこれらを中心に施策の基本的方向等を記述しています。
19			計画が知的障害者を主としており、精神の分野が少しなおざりではないか。	「入院中の精神障害者の地域生活への移行」について記述していますし、「福祉施設等から一般就労への移行」や「障害福祉サービスの見込量及び見込量確保策」等も3障害を対象としています。
20	2	基本的理念	(2)で「入所・入院の縮減を実現する地域生活支援の拡充」や「入所・入院については適正規模に縮減を図りつつ」とあるが、縮減が先にありきで地域生活のしにくさの改善もされずに23年度には強制的に地域へ出されるのではないかと、誤解や心配を与えるので、配慮して表現してほしい。	障害のある人にかかわる様々な支援やサービスは、常に障害のある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることが基本であると考えていますが、誤解を生じないよう、「適正化」あるいは「適正規模への調整」と修正します。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
21			ニーズが顕在化とあるが、なぜそうなったのか入れていただければと思う。程度区分3以下の人は地域に出なくてはいけなくなるという影響があるのではないかなと思う。	国際障害者年を契機に、地域での豊かな暮らしを切望する障害のある人や家族、支援者等の不断の意思と取り組み、それに応えようとする市町村や事業者・関係者の努力等により、また、平成15年4月から支援費制度が導入され、自己選択・自己決定の理念の下で、障害のある人が権利の主体として事業者と直接向かい合う関係（契約制度）へと転換が図られ、利用者自身が自らの生活や生き方、受けとるサービスを選択するという意識がとりわけ高まったことが、地域での自立生活を求めるニーズが顕在化してきた要因と思われまます。
22			(2)にあるノーマライゼーションの説明を次のようにした方が適切と考える。 「ノーマライゼーション（障害のある人を特別な存在として排除することなく、障害のない人と等しく、地域のなかで普通（ノーマル）の暮らしができる社会を構築すること。）」	御意見の趣旨に沿って修正します。
23	5	入所施設の入所者の地域生活への移行	入所施設利用者の半数以上が地域での暮らしを望んでいるということだが、重症心身障害の人はそうではないと思う。	障害のある人にかかわる様々な支援やサービスは、常に障害のある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることが基本であると考えています。地域生活への移行についても、強制的ではなく、ニーズに対応して受入体制を整備していこうとするものです。
24			地域移行は16.6%ということであるが、自施設では移行できる人はこの倍以上と出ており、拾い切れないが、このギャップをどうするか。	施設から提出された施設入所支援への移行計画を積み上げて、これを最低限の目標として県全体として目標値を設定したものであり、現行案どおりとします。
25			障害のある人が地域で暮らすためには、周りの人の理解が必要である。無関心の人が多い。制度が先走って受入態勢ができていない。	障害のある人が地域で生活していくためには地域社会の理解が不可欠ですので、当事者団体等と連携して県民に対する啓発・広報活動の強化に取り組んでいきます。
26			地域で生活しようとする住居の確保が必要で、グループホームができるためには地域の理解を得ることが大事であり、啓発に力を入れないといけない。	
27			障害者の地域移行に対し地域住民にどう理解してもらうのか。行政は何をすべきか。施設から地域への移行も、地域住民の理解が難しく、グループホームなど住む場の確保が難しいのが現状である。施設側の働きかけにも限界がある。	
28			グループホームに5人で住んでおり、誕生会とかあって楽しい。親に頼らなくても生活できるようになりたい。皆グループホームがなくなったら住むところがなくなる。金がなくて施設長が悲しい顔をしている。グループホームでは皆仲良くできる。酒を飲むグループホームをお願いしたい。	グループホームは地域生活への移行の基盤となるものであり、設置を促進していきたいと考えています。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
29			相談支援体制の確保について、障害者地域生活支援センターやピアカウンセリングはどのくらいの経費なのか。	障害者地域生活支援センターは、平成18年10月以降全市町村が設置していますが、国の交付税で財源措置されています。県は国庫の不足により市町村に過大な負担が生じないように市町村に対して経費の一部(1/4)を補助することとしています。(平成19年度予算106,267千円) ピアカウンセリングについては、当事者団体から公募して審査決定し補助するものですが、平成19年度は90万円(1団体15万円以内)の予算です。
30			地域生活で皆とは暮らせないが、アパートで1人暮らしをしたいという場合、そういう人の支援がない。就労してたくさん賃金を得ることも難しい。多様に救済してもらえる支援策を望む。	住まいの場として、民間アパート等の活用についても今後検討していきたいと思います。 また、就労についても、労働・福祉・教育等の関係機関や市町村との連携を強化し、障害者雇用が進むよう取り組んでいきたいと思います。
31			ニーズ調査で、地域での暮らしを希望する人が51.7%と出ているが、回答が無効になった人はどうなるのか。無効の人を加えると、この数字は実態から離れ過ぎているのではないか。	「わからない」「未回答」の人を分母に加えると地域での暮らしを希望する人は約32%となりますが、計画策定検討委員会において、「わからない」「未回答」の人を除いた方が意思表示できない方等を含めて入所者の意思としてよりの確な数字が出るのではないかと判断されて、有効回答数で割合を算出しています。
32			「民間アパート等の活用」は具体的にどうしているのか。ここに住みたいというときに、そこを借り上げて改修して公営住宅として扱ってもらえると自分の住みたいところに住めるのではないか。	民間アパート等の活用については、今後関係者の御意見を伺いながら、検討していきたいと思います。
33			施設から地域移行したいという人が半数いるということだが、施設は多くの人の努力でできた。どうしてそういうように入所者が思われるようになったのか反省がなくてはいけぬ。入所者の不満を解消できれば地域へと思われることはないのではないか。	入所施設では集団生活上の制約がありますので、施設での支援の充実に限界があると考えます。一方、地域での生活には自由があり、地域生活へ移行された場合は、施設には帰りたくないと言われる方が多いと聞いています。 なお、障害のある人にかかわる様々な支援やサービスは、常に障害のある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることが基本であり、施設での暮らしを望んでいる方にはその考えを尊重して支援すべきであると考えています。
34			地域移行の199人の数字は何を根拠にしたのか。これは結果的に施設入所の定員を減らすということ。これは非常に危険なものをはらんでいる。実際に社会の中で生活している障害のある方の生活のしにくさをまずは改善していかないと、199人を受け入れる素地はないと思う。これは本末転倒だと思う。今実際に生活している人が本当に生活しやすい、安心して生活できる町をつくる、結果的に施設の方がこれだけ将来的に出てくることのできる体制にしていくんだというのが本来の計画のあり方だと思う。この計画は数値目標だけが先に走ってしまっていて、あとから中身がついてきている。23年になったときには200人の施設定員が減らされるという数値目標だけは残る。そういうことにならないよう中身をしっかりと詰めてほしい。	地域生活への移行については、事業者の施設入所支援への移行計画に基づいて数値を算出したものであり、施設定員を減らすという目的が先あって数値目標を出したものではありません。障害のある人の地域で暮らしたいというニーズを踏まえ、住まいの場の確保、日中活動の場の確保、障害福祉サービスの充実、相談支援体制の確保等により地域生活の基盤整備に取り組んでいきたいと思います。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
35			地域移行の目標値は少なすぎると思う。例えば「社会的入院」とは「退院したい人」ではなく「退院できる人」である。移行目標は「出たい人」の数ではなく「出られる人」の数にすべきだと思う。そうすれば入院・施設利用者の50%くらいでも目標値となるはずである。	入所施設からの地域生活への移行については、事業者の施設入所支援への移行計画に基づいて最低限の目標として数値を算出したものであり、入院からの地域生活への移行については、受け入れ条件が整えば退院可能な入院患者数等を把握するためのH14年患者調査から推計したものであり、現行案のとおりとします。なお、計画の進捗状況を点検して進行管理を行いながら、見直すべきものがあれば、平成21年度からの第二期計画を定める際に見直しを行いたいと思います。
36			施設から地域に出るのはいいことであるが、住宅の問題があると思うが、どう考えているか。	施設改修費や夜間世話人の配置等の支援体制を確保した場合の補助など各種補助制度等により、地域生活への移行の基盤となるグループホーム・ケアホームの設置を促進していきたいと考えています。 住まいの場として、民間アパート等の活用についても今後検討していきたいと思います。
37			公営住宅に障害枠で入れるようにしてほしい。	県営住宅では障害のある人等の優先入居制度を設けています。また、既設の県営住宅の募集で車いす使用者の入居が決定した際は、必要なバリアフリー改修を行うとともに、建替等整備工事の際に、地域ごとの募集状況等を勘案して車いす使用者用住戸を設ける場合は、工事中に入居者を募集し、仕様等で入居予定者の要望を聞くよう努めています。車いす使用者の応募状況を見ながら整備することになるため、数値目標の設定は困難です。
38			公営住宅のバリアフリー化、障害者専用の数値目標も他の部・課との垣根を越えて設定すべきだと思う。	
39			地域生活を支援する「住宅の確保・提供」 公営住宅には量的にも機能的にも限界や制限があり、民間物件を活用した提供や、公営住宅の共同入居（障害者と若者の住宅シェア等）について研究を深める必要がある。	御意見の趣旨を踏まえ「研究課題」として追加記載します。
40			小規模多機能型支援施設（拠点）の普及3障害一元化に満足せず、さらには乳幼児から高齢者まで、地域の要支援ニーズに応えるサービス提供の在り方の開発である。特に中山間地の多い鳥取県は過疎化・高齢化の問題をかかえており、地域における要支援ニーズを一体的・総合的に担うシステムの開発が不可欠である。	御意見の趣旨を踏まえ「研究課題」として追加記載します。
41			老後の不安は常につきまとう問題であるし、障害者は健常者に比して老化のスピードも早いと思われる。今回の計画にはその点が不十分である。安心して老後が迎えられる意味からもその問題にはもっと踏み込んだ実利的な計画が望まれる。	
42			入所者が高齢化を迎えており、どういうライフステージをつくっていくのか、そういうところに配慮できる制度であってほしい。	

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
43			<p>国の制度を補う市民参加によるボランティアシステムの構築</p> <p>当事者には障害者自立支援法や介護保険という国の制度では対応できない複合的で細かい支援ニーズがある。これらを充たすには、国の制度を補う自治体の独自施策（上乘せ・横だし）の拡充とともに、市民参加によるボランティアシステムの構築が不可欠である。例えば、南部町をモデル指定にして、介護ボランティアや「あいのわ銀行」、地域通貨といった試行をモデルとして県下に普及する必要がある。</p>	御意見の趣旨を踏まえ「研究課題」として追加記載します。
44			<p>（１）の施策の基本的方向（10頁）の6行目の「自立訓練事業等の推進により」を、「入所施設や病院と、地域の相談支援事業等の連携の強化等により」とした方が適切と考える。</p>	御意見の趣旨に沿って修正します。
45			<p>7頁のdは、「同じ障害のある人による相談（ピアカウンセリング）は、相互に痛みや喜びを分かち合う友好的な支援として障害のある人の生活を支えます。」を、「同じ障害のある人による相談（ピアカウンセリング）は、同じ背景を持つ者同士が不安や不満等を聴き合い、感情を解放することにより自己信頼を取り戻すための支援を行うもので、障害のある人支援として有効的な手法です。」として方が適切と考える。</p>	御意見の趣旨に沿って修正します。
46			<p>特別対策の基金を利用して、年金受給（障害2級）くらいで入居できる施設を増設してほしい。</p>	施設から地域生活への移行を推進しているところであり、入所施設の新設は今のところ考えていません。
47	9	入院中の精神障害者の地域生活への移行	<p>グループホーム、ケアホーム、福祉ホームは予算的にとってあるのか。充実してもらえるのか。A型B型はなくなっていくのではないのか。</p>	<p>グループホーム・ケアホームは、地域生活への移行の基盤となるものであり、設置を促進していきたいと考えています。福祉ホームは、事業者の判断により平成23年度末までに障害者自立支援法によるいずれかの新体系サービスへ移行していくこととなります。</p>
48			<p>精神障害者が少しづつではあるが社会に出られるようにはなっているが、一般社会の理解が進んでいない。</p>	<p>精神障害のある人の社会復帰及びその自立と社会参加を促進するためには、精神障害について正しい知識を普及し、精神障害に対する社会的な誤解や偏見を取り除くことが重要です。市町村や当事者団体等と連携しながら、普及啓発事業等を実施し、幅広く県民の関心と理解を深めていきたいと考えています。</p>
49			<p>障害者が地域で暮らすために、住まいの場の確保が必要なので県にも協力してほしい。</p>	<p>地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図っていきたく思います。</p>
50	11	福祉施設等から一般就労への移行	<p>就職実績は1週間でも就職した人も含めているのか。3か月あるいは半年過ぎた人をカウントしないと実態に合っていないのではないのか。</p>	<p>平成17年度の実績は、就職後の期間の長短にかかわらず一般就労された方を掲げています。単に就職すればよいとするのではなく、職場への定着が重要ですので、ジョブコーチによる支援や障害者就業・生活支援センターによる生活面での支援等、就職後も円滑な支援が行われるよう関係機関との連携を強化していきたいと思っております。</p>

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
51			一般就労に失敗して、施設に通っている。ここでは楽しい。ここで仕事をしたい。親や学校は一般就労しろと言うが、なぜ施設で働くことがいけないのか。気持ちをわかって支援してほしい。	障害のある人にかかわる様々な支援やサービスは、常に障害のある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることが基本であると考えています。一般就労への移行についても、強制的にはなく、本人の希望と適性に応じて支援していこうとするものです。
52			就労した後にくずれるのが人間関係や能力を高く掲げられることの困難さである。いろいろな環境が整備されないと就労に結びつかない。核になるのが相談支援センターや就業・生活支援センターと思うので、行き届いた気配りや課題を見つけてどう対応するかなど、機能して3つの理念を通せる形でお願いしたい。	単に就職すればよいとするのではなく、職場への定着が重要ですので、ジョブコーチによる支援や障害者就業・生活支援センターによる生活面での支援等、就職後も円滑な支援が行われるよう関係機関との連携を強化していきたいと思えます。
53			就労移行支援について、2年たったなら一般就労か就労継続支援に移行せざるを得ない。2年たったなら恐らく行き場所のない人が続出するのではないかと。本当に就労できるようにしてほしい。また、ジョブコーチが引き上げてからの生活支援をお願いしたい。最低賃金にも満たない、年金も削られている状況である。	事業主への障害者雇用の啓発や就業支援機関の充実強化、労働・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、就業を希望する方の就業移行を促進したいと思えます。また、職場への定着が重要ですので、障害者就業・生活支援センターによる生活面での支援等、就職後も円滑な支援が行われるよう関係機関との連携を強化していきたいと思えます。
54			全ての障害者が制限されることのない求職活動ができ、雇用後の支援体制もきちんと受けられる施策をしていただき、それが継続されることを強く希望する。	また、授産施設や小規模作業所で働く障害のある人の工賃を今後5年間で3倍にすることを旨とする「工賃3倍計画」を策定し、収入が増えるよう取り組みたいと思えます。
55			特別支援学校生徒の実習受け入れの対象として、「国公立の特別支援学校の生徒」と明文化してもらえないか。	特別支援学校生徒アルバイト事業は、県立特別支援学校生徒の就職に結びつくよう設けた制度であり、対象の拡大は考えていません。
56			試行雇用について、一定期間の非常勤雇用でその後につながらないケースがある。試行後適性であれば常勤雇用が可能なシステムにならないか。	障害者試行雇用事業は障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用の形で受けていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけを作る事業です。 試行雇用の結果、会社事業所が仕事に関し適性があると判断すれば、常用雇用につなぐことを前提としたシステムになっていますので、現時点でシステムの変更は必要ないと思えます。しかし、適性がないと判断された場合は、雇用が終了となる場合もあることはご理解ください。
57			雇用・就労に関わる手話通訳保障等具体策をあげてほしい。例えば、職安や職業・障害者就業・生活支援センターに手話通訳を設置する。通訳派遣事業に就労支援手話通訳の予算を盛り込む。雇用後も定期的な手話通訳を利用した支援を義務付ける。	聴覚障害者が障害者就業・生活支援センターを利用した場合に、相談、面接などの場面で手話通訳が必要な場合は、関係機関と連携を取りながら、対応していきたいと考えています。 なお、公共職業安定所については、手話通訳員の利用が可能です。
58			職安内に障害者就業・生活支援センターによる相談窓口があれば広く障害者への支援につながれ職安との連携も強化されるのではないかと。	平成19年度から国の取り組みで、県内1か所の公共職業安定所に「障害者の就労サービスワンストップ相談窓口」を定期的に設置します。この窓口には、福祉行政職員他、障害者就業・生活支援センターの職員も一員として参加する予定です。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
59			障害者就業・生活支援センターは、3箇所では少ないと考える。センターの増設とともに、相談員が受け持つケースと配置数を明確にすべきではないか。	障害者就業・生活支援センターについては、国の委託・補助による2か所の設置に加え、県単独で1か所増設するとともに、各障害者就業・生活支援センターに就労担当員を1名、補助職員1名（倉吉を除く）を新たに増員し、体制強化をすることにしていきます。
60			就労について、親子セットでの職場を検討してはどうか。親にできること、子どもにできること、質の良い商品を生産し、営業販売する。	子どもが将来自立するためには、必ずしも親子セットで働く必要性はないと考えます。
61			計画に法定雇用率との関係が示されていない。	県計画は県が取り組んでいく就労支援等について記載していますが、これらの取組を進めることにより結果的には法定雇用率のアップも見込めると考えます。
62			国の法定雇用率が義務付けられる事業所が県内には少ないので、県独自の基準を設け助成制度をつくってほしい。	県独自の基準等を設けることは今のところ考えていません。 障害者雇用が進むよう、企業訪問による個別要請の実施、雇用支援策の周知、職場実習が受け入れやすい環境整備、啓発セミナーの開催等により、企業トップへの啓発に取り組んでいきたいと思えます。
63			就労支援に向けて障害者を一まとめにするのではなく、障害により異なるので、各々に計画を定めて進めてほしい。	基本的理念において記述しているように、障害のある人の様々な支援は、常に障害のある人のニーズと自己選択・自己決定を尊重して行われることが基本であると考えますので、労働・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、就業を希望する方のそれぞれのニーズや適性に応じて支援していきたいと思えます。
64			就労について、まず公務の場で率先して仕事内容を洗い直し、計画化してほしい。	県では身体障害のある人を対象とした県職員採用試験を実施しています。また、視覚障害のある人や知的障害のある人を県庁で非常勤職員として雇用し、この事例を他の事務系職場での採用の参考にしてもらい、職域拡大の一助として考えています。
65			就労支援センターを充実し、事業所への理解を深めるとともに、当事者の研修を体系的に行ってほしい。	障害者就業・生活支援センターについては、国の委託・補助による2か所の設置に加え、県単独で1か所増設するとともに、各障害者就業・生活支援センターに就労担当員を1名、補助職員1名（倉吉を除く）を新たに増員し、体制強化をすることにしていきます。 また、労働・福祉・教育等の関係機関の連携の下、当事者や事業者等に対して各種の研修を実施することとしています。
66	15	障害福祉サービスの見込量及び見込量確保策	見込量の数値について、アンケートをとった中での数字ということであるが、実態はどうか。絵に描いた餅になりはしないか。	見込量は、障害福祉サービスの提供主体である市町村においてニーズ調査結果や実績等を踏まえて検討委員会で検討された市町村計画の数値を積上げたものであり、現行案の方法で県計画をまとめたいと考えています。
67			見込量は西部が東部の3～4倍くらいあるが、人口割合からいって大きな相違はないはずであり、数字が一人歩きしないよう整合性のあるものにしていただきたい。	なお、P.2において「サービス提供の不足やアンバランス、偏在といった問題に留意し、諸サービスの地域間格差を解消するよう努めます。」と記述しており、計画の進捗状況を点検して進行管理を行いながら、見直すべきものがあれば、平成21年度からの第二期計画を定める際に見直しを行いたいと思えます。
68			見込量の東・中・西の人数の整合性の無さには全く頷けない。県全体からみた目標設定でないとおかしい。再度見直しの上、整合性のあるものに変えていただきたい。	

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
69			見込量は、県としても実態にあったものにしてほしい。	
70			特別医療費制度が改正されると自己負担がかかり、どこを削るかという、日々の支援を削っていかねばいけないのが現状であろうが、そこを考えた上でのサービス見込量か。	
71			各圏域の見込量の積み上げを一覧にしてあるが、東部・西部の大きな違い(実績含め)に驚くばかりである。各圏域の出した数値について根拠を伺いたい。	
72			中部の見込量が少ないので不安。市町村におけるサービス見込量の出し方を聞きたい。	
73			数値目標の設定に無理があると感じた。東中西部の地域格差、各障害のニーズの違いが反映されているのか。	
74			見込み量が地域にばらつきが大きい。見込み量が適切に算出されているか再度確認してほしい。(見込量は市町村の積み上げではなく、県からの指示と聞いているが)	
75			計画を見ると、西部が暮らしやすく、東中部が暮らしにくいように見える。県としてこれでいいのか。	
76			見込量の市町村格差を解消するため、県として強力的に指導する必要がある。	
77			児童デイサービス事業所は10月から新体系に移行をはじめていると聞いたが、就学前7割という厳しい基準のもと、23年度に掲げられた高い目標数値を見込むことについて疑問を感じる。	
78			見込み量について各市町村ごとの内訳が公表できないか。	見込量は現在調整中ですが、調整後公表することは可能です。
79			見込量によって予算が削減されるということはないのか。	障害者自立支援法によって障害福祉サービスの提供に要する経費は義務的経費となり、予算が削減されるという制約を受けることなく、必要な予算措置が行われます。
80			移動支援について、社会参加や病院への診察、これらが近年は社会の理解でやっとヘルパーを頼めば無料で手引きしてもらえようになった。それらがなぜ有料になる必然性があるのか。健常者が無料でできることも有料にしなければ平等でないという決まりをつくった理由を答えてもらいたい。	従来のヘルパーによる移動支援については、応能負担であり、結果として無料となる方が多かったことは承知しています。障害者自立支援法により、移動支援は地域でグループ利用等の工夫ができるよう、市町村地域生活支援事業により行われることとされ、利用者負担は市町村が決定することとされており、県内市町村では一部の市町村を除き利用額の1割負担をさせていただくよう定められています。これは、障害者自立支援法の制度を維持していくために必要な費用を行政だけでなく利用者の方も含め皆で負担し支え合うという趣旨により、サービス利用者の方にもサービスの利用量に応じて負担していただく考え方によるものです。
81			移動支援事業では、「代筆・代読等障害特性に配慮したサービス提供」となっているが、突然代筆と記載されても、前後の繋がりがなく、移動支援事業に伴った代筆サービスということが伝わってこない。	「移動支援に付随した代筆・代読等障害特性に配慮したサービス提供」と追加修正します。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
82			<p>移動支援について 外出支援については通院に限り在宅サービスに移行するというのは、どの法律のどこに書いてあってそうだったか。何月何日からか。 移動サービスは個別支援を原則とするが、グループで依頼することもできる。グループの依頼の仕方。 自立支援法の改正に当たりなるべく負担が少なくなるように一本化が大目標となっているのに、なぜ移動支援に限り負担が増えるようになったのか。</p>	<p>移動支援は、18年10月1日から市町村地域生活支援事業により行われることとされています。（障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）第77条第1項、同法附則第1条第1項第1号） また、居宅介護は障害者等に入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及びその他の生活全般の援助を行うものとされています。（障害者自立支援法第5条第2項、障害者自立支援法施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第1条の3） なお、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日付厚生労働省告示第523号）において、居宅介護のサービスの種類として「通院介助が中心である場合」、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」が位置づけられており、平成18年8月4日事務連絡においてその詳細が示されています。以上により、平成18年10月1日以降は、移動支援は市町村地域生活支援事業で実施され、通院介助は介護給付の居宅介護で実施されることとされました。</p> <p>グループの依頼については、市町村の工夫により可能となりますので、市町村に要望を伝えられ、よりよい制度となるよう協議してください。 移動支援は市町村地域生活支援事業となり、県内市町村では一部の市町村を除き利用額の1割負担をしていただくよう定められています。</p>
83			<p>移動支援は、会やイベントがある場合はグループ型を採用してほしい。 通院に関しては居宅介護でということだが、自宅から病院までということか。病院内での移動支援も検討してほしい。</p>	<p>グループ型については、市町村の工夫により可能となりますので、市町村に要望を伝えられ、よりよい制度となるよう協議してください。 居宅介護に、病院内での必要な支援も含まれています。</p>
84			<p>移動支援は、車両による移動を増やすようにしてほしい。</p>	<p>車両型については、市町村の工夫により可能となりますので、市町村に要望を伝えられ、よりよい制度となるよう協議してください。</p>
85			<p>移動支援について、通院に対する病院内のガイドヘルパーをつけてほしい。聴覚障害者の手話通訳との差をなくしてほしい。</p>	<p>居宅介護に、病院内での必要な支援も含まれています。</p>
86			<p>基本的な考え方の中で、「在宅サービスの一層の充実を図ります。」となっているが、在宅サービスのみか。施設は関係ないのか。</p>	<p>この部分は、地域で生活できるようにするために在宅サービスの充実を図るという趣旨です。施設に関しては次の段落で記述していますので、現行案どおりとします。</p>
87			<p>「授産施設等の福祉施設において、労働分野の関係機関との十分な連携の下、企業等への円滑な移行に向けた適切な支援が行われるようにしていきます。」となっているが、主語がないため、施設が企業へ移行するのを支援するとも読める。</p>	<p>「授産施設等の福祉施設において、労働分野の関係機関との十分な連携の下、施設利用者が企業等に円滑に就労することができるよう、適切な支援が行われるようにしていきます。」と修正します。</p>

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
88			<p>「児童デイサービス」について、市町村地域生活支援事業の日中一時支援に対して十分な補助を行うこと（計画に盛り込むこと）</p> <p>法による児童デイサービスの設置基準はハードルが高く、県内事業所に対応できる場所は数少ない。受け皿となる事業所がなくてはサービスを利用することができない。県内のサービス内容が等しく充実したものとなるよう、経過措置デイサービスや日中一時支援事業へ十分な補助を求める。</p>	<p>市町村が予定している地域生活支援事業について、国費の不足により市町村に過大な負担が生じないように市町村に対してその経費の一部（1/4）を補助することにより、市町村の主体的な取組を促進することとしています。</p> <p>また、事業所の運営の安定化を図るため、障害者自立支援法の経過措置基準で児童デイサービス事業を実施している事業所について、基準を超えて専門職員を配置している場合に、その職員配置に要する経費を事業者に助成する市町村に対してその一部を補助することとしています。</p>
89			<p>現在、経過措置児童デイサービス事業を実施している事業所について、基準を超えて専門職員を配置している場合の助成は、経過措置が終わる3年後にはなくなるのか。この制度は継続してほしい。</p>	<p>経過措置児童デイサービス事業は、経過措置後はなくなる予定です。ただし、障害児・者の一時預かりを行う事業は、市町村地域生活支援事業の日中一時支援で実施が可能です。</p>
90			<p>就労移行について、職安に行っても一般のカウンターと同じになっていて相談しにくい。そして機械的に処理される。長時間なら無理でも短時間なら就労可能な方がたくさんいる。職安に相談に行くと、できそうなどころで探ってみるといことがないと就業できない。パート的に4時間程度就業できるよう門戸を開いて、就業に生き甲斐をもてるようなことをしてほしい。実効あるものを進めていただきたい。</p>	<p>公共職業安定所と障害者・就業生活支援センターの連携強化を行い、企業への障害者雇用の働きかけを強化するとともに、労働・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、経済団体等とも連携しながら、障害者雇が進むよう取り組んでいきたいと思ひます。</p>
91			<p>5人ほどの小規模作業所であるが就労継続支援B型へ移行できるよう努力しているが、他の小規模作業所が移行する形が見えているか、アンケートからどうとらえているか。</p>	<p>H19年2月に小規模作業所から移行計画書を提出していただきましたが、昨年6月のアンケートと比較して、新事業体系へ移行すると回答した作業所は倍以上であり、人数や設備等の課題はありますが、前向きに考えている作業所が増加していると考えています。</p>
92			<p>数年間授産施設に入所して施設を出て地域生活していた人が、負担金を払うと工賃がマイナスになってしまい将来が不安だと言っている。工賃を増やすことが大切である。3年前授産活動活性化指針が出されて、成果を上げている部分や、こういうところにつぎ込めば工賃3倍が見えてくるというのがあれば分かりやすい。</p>	<p>授産活動活性化指針の中で今後取り組むべき具体策として盛り込まれている「鳥取県障害者就労事業振興センター」が設立され、複数の作業所による共同受注や共同事業の促進が図られているところです。</p> <p>今後とも、この指針の趣旨を踏まえながら、授産施設や小規模作業所で働く障害のある人の工賃を今後5年間で3倍にすることを旨す「工賃3倍計画」を策定し、商品開発や生産工程の改善、販売促進のための各種事業の実施を通じて、収入が増加するよう取り組みたいと思ひます。</p>

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
93			工賃3倍計画に関して、特例子会社（最賃の給料を出せる障害者を雇える会社）の設立を取り組んでほしい。	県内には特例子会社制度の適用が困難な中小企業が多いことから、障害のある人を雇用しやすい環境を整備するため、例えば中小企業が共同出資等による会社で障害者雇用の場を確保し、構成する会社は業務発注割合に応じて障害のある人を雇用率に参入できるようにするなどの新たな雇用制度について検討し、必要に応じて国に要望したいと思います。 また、雇用契約に基づき就労の機会を提供する就労継続支援（A型）事業について、広く制度の内容や施設整備に係る助成制度などの情報提供を行い、企業等へも働きかけるなど、新規の事業参入や授産施設等からの移行が促進されるよう取り組んでいきたいと思っています。
94			一般就労に比べ、就労希望の高い福祉的就労について理念、役割、課題等の記述が不十分。具体的記述を充実させるべき。	福祉施設から一般就労への移行を推進しているところであり、福祉的就労についての記述は現行案どおりとします。
95			小規模作業所、デイサービス、グループホームなどは自立支援法による大幅な制度や事業者報酬見直し等により職員の削減、事業所の閉鎖に追い込まれている現状を改善することなく事業分野の数値目標を達成するのは困難といえるのではないか。	新体系サービス事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、広く制度の内容や助成制度などの情報提供を行い、新規の事業参入や旧法指定施設からの移行が促進されるよう、サービス提供体制の確立に向けて市町村と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。
96			ショートステイについて、各地域の特別養護老人ホームの一部を利用するのはどうか。	現行制度で可能ですので、市町村が実施する相談支援事業の一環として地域自立支援協議会等を活用して市町村や事業者など関係機関が連携して対応を考えるべき課題であると思います。
97			大学・専門学校内のヘルパー利用はできないとのことだが納得できない。地域で暮らすということは、家以外でも過ごすということ。この部分について障害当事者に聞き取りを早急に行い検討してほしい。	障害の重い方が地域で生活するためには、介護給付と地域生活支援事業を活かし、切れ目のないサービスが必要です。現在の制度では、外出居宅介護サービスを、学校などの外出先で利用することはできません。また、通学のための支援については、考えられるサービスである移動支援事業が市町村の地域生活支援事業に移行しており、地域生活支援事業は市町村が地域の実情に応じて必要なサービスを柔軟に提供することとされているため、市町村の判断によります。さらに、移動支援に付随して学校での支援が受けられないか、あるいは障害者の社会参加のため学校での支援のサービスが受けられないか、についても市町村の地域生活支援事業で事業を行うかどうか市町村の判断によります。まずは市町村に御提案いただき、市町村が実施する相談支援事業の一環として地域自立支援協議会等を活用して市町村や事業者など関係機関が連携して対応を考えるべき課題であると思います。
98	26	障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等	第三者の評価について、どういう形でやっていくのか。	障害福祉サービス事業者が第三者評価を受けよう、事業者に対して必要な情報提供等を行っていきます。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
99	28	県が実施する地域生活支援事業	3 障害以外に病名がついていなくて、働いていない、働いても条件が限られている人が多い。家にこもっている人が結構いる。3 障害以外の人への支援もお願いしたい。	今後、県自閉症・発達障害支援センター「エール」の機能を一層強化するとともに、東部、西部圏域においても拠点機能を充実し、圏域内の広域的な支援ネットワーク体制の整備を図りたいと思います。また、平成19年度から実施予定の「発達障害者支援試行事業」を活用して発達障害支援体制の整備に努めたいと思います。高次脳機能障害のある人については、平成20年度の支援拠点機関設置を目標とし、当面は早期に適切な支援を受けることができるよう、医療と地域が連携した支援体制の整備を図りたいと考えています。
100			地域自立支援協議会設置事業について分かりやすく記述してほしい。	できるだけ分かりやすくなるよう追加修正しました。
101			スポーツ振興事業について、スペシャルオリンピックは含まれるか。	スペシャルオリンピックについては、障害者スポーツ団体の育成・支援を行っているところです。
102			障害者IT講習の延長をしてほしい。	この講習は、パソコンの基本的操作を学ぶことを目的に実施しており、当面12時間としています。また、限られた予算の中で、できるだけ多くの方に受講していただくためには、1人当たりの時間数に上限を設けることはやむを得ないものと考えています。
103			事業主だけでなく、事業所の働く集団に対する専門家を交えての研修が必要と考える。そのために時間外手当に相当する補助金等の助成が必要と考える。	事業所内で独自に開催される研修について助成することは今のところ考えていません。
104	45	県が独自に実施するその他の主な地域生活支援事業	受診サポート手帳について、緊急の場合は、痛いところはどこなのかなどは言葉に詰まってしゃべれない。日常の薬等のことは書いてあるが、いざというときにどうするのか。これでは不十分ではないか。	受診サポート手帳は、医療機関との普段のコミュニケーションをとるために事前に留意事項を記載しておくものであり、緊急な場合のコミュニケーションに対応することは性質上困難であると考えています。
105	-	その他	難病についてもニーズ調査をしていただきたい。	平成17年5月に鳥取県難病相談・支援センターを鳥取大学医学部附属病院内に設置し、各保健所と連携して、毎年、特定疾患医療受給者を対象にニーズ調査を行うとともに、必要に応じて福祉相談も行っています。今後も引き続きニーズの把握に努めていきたいと思っています。
106			十分なサポート体制が整えば、居宅で暮らせることを望む。そのサポート体制についてもっと明確に記述してもらいたい。	居宅介護や移動支援について視覚障害のある人の特性に配慮したサービス提供に努めるよう記述しています。また、県が実施する地域生活支援事業において、点字図書館の整備支援や点字・声の広報等発行事業などの情報支援事業、盲人ホーム運営支援、生活訓練事業等について記述しています。
107			夜間や土・日・祝日に相談できる体制をつくってほしい。	市町村が予定している相談支援事業などの地域生活支援事業について、市町村の主体的な取り組みを促進するため、国費の不足により市町村に過大な負担が生じないように市町村に対してその経費の一部(1/4)を補助することとしています。夜間等の相談支援体制については市町村と意見交換してみたいと思います。

番号	頁	項目	意見・質問等	回答・対応案
108			地域活動支援センターが市によっては1か所、2か所しかない状況で、時間も午後5時、6時までと早過ぎる。せめて7時くらいまではお願いしたい。	地域活動支援センター事業の実施主体は市町村ですので、御意見については該当市町村に伝えたいと思います。 なお、地域活動支援センターについては、平成19年度に限ってですが、事業が促進されるよう市町村に対して助成することとしています。
109			患者会・家族会では家族の高齢化が進んでおり、支援を早急に進めてほしい。	家族会に対して活動助成などの支援をしているところであり、引き続き支援していきたいと考えています。
110			社会適応訓練事業は障害区分が使えない。これを障害区分でつけてほしい。訓練であり手当はつけないでもいいということになっているが、実際には6割くらいが支給されているようである。利用者負担しても、訓練手当という形で残してほしい。作業所でも時給が200円で4月から1/4に下げられるが、かつかつの状況を知っておいてほしい。	社会適応訓練事業は精神障害のある人のみが利用できる生活支援制度ですので、自立支援法下での就労支援の推進状況も勘案しながら引き続き検討していきたいと思います。 なお、授産施設や小規模作業所で働く障害のある人の工賃を今後5年間で3倍にすることを旨とする「工賃3倍計画」を策定し、収入が増加するよう取り組みたいと思います。
111			県独自の社会適応訓練事業が使いにくくなって、最近では雇用の見込みがあるときでないと使えないというような県の方向があるということ使えないということがあつた。もっと拡充してほしいと思っているので、この制度を載せてほしい。	社会適応訓練事業は雇用前提で利用していた制度ではありませんが、就労を含めた生活支援として精神障害のある人に対して実施している事業です。利用者の個別の援助目標として、雇用に近付くための訓練として利用することもあるようです。計画の中には記述しませんが、事業の充実については今後とも検討していきたいと思います。
112			画面を説明してくれる副音声を検討してほしい。	県政テレビ番組については、主音声部分の場面展開が速く、適切な副音声の内容を挿入可能な無音声域がほとんどないこと、また、放送設備の関係から、副音声を挿入することは困難です。
113			小規模作業所への定額負担導入により利用を中止しようとする人や負担をかぶろうとする事業所もあるが、計画の中にこうした問題・課題について改善策を盛り込むべきと考える。また補助金の事業者への支払時期等の事業者の声を受け止めた改善策も必要。	定額負担の導入は、障害者自立支援法との制度間の公平性を担保するとともに、利用者の権利意識の高揚等を図ることができるため、改善策等は考えていません。 また、補助金の支払時期等については、補助事業の実施者である市町村に御相談ください。
114			介護士、看護師を目指している人たちと共同生活ができるよう提案したい。そのためには、組織とコーディネータが必要。その部分を県でお願いできないか。	共同生活することのメリット、デメリットを考えてみる必要があると思います。
115			障害のある人の居場所づくりを充実してほしい。	本人のニーズに応じた支援が可能である新事業体系への移行を促進し、日中活動の場の確保を図っていきたいと思っています。